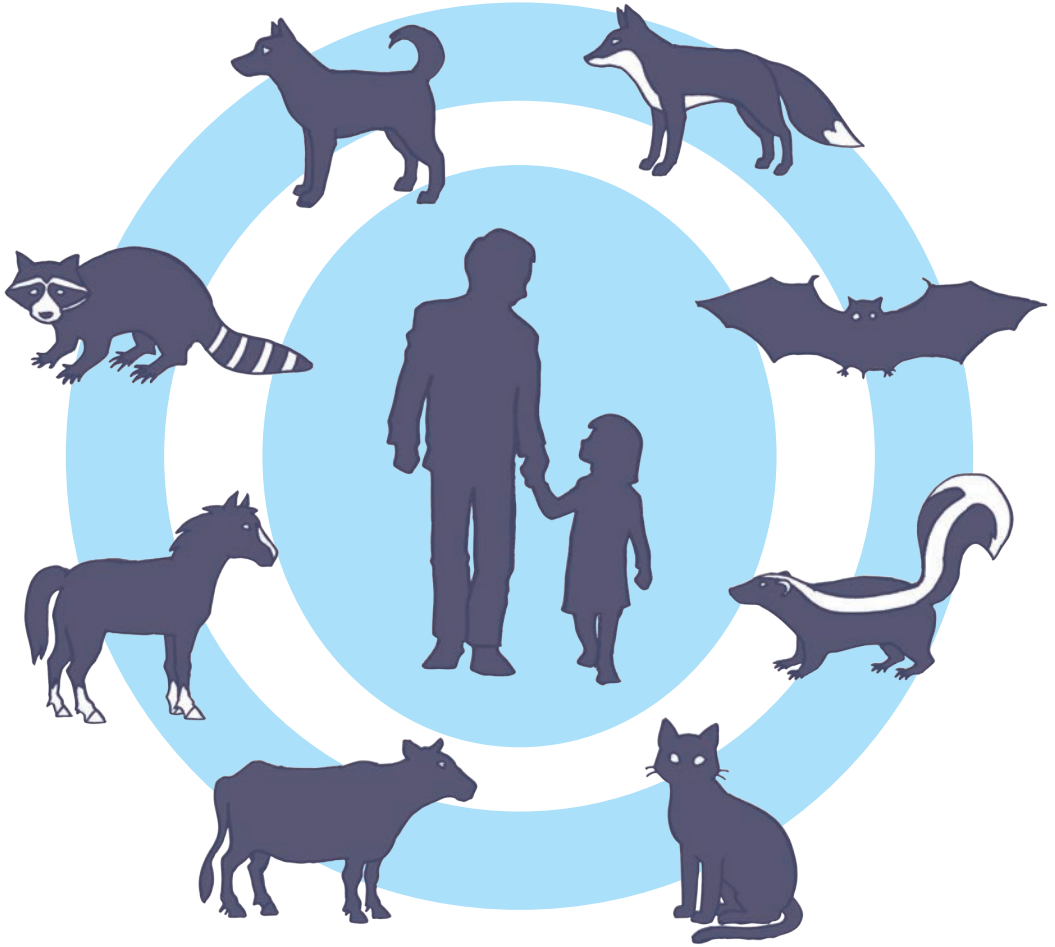


狂犬病



東京都

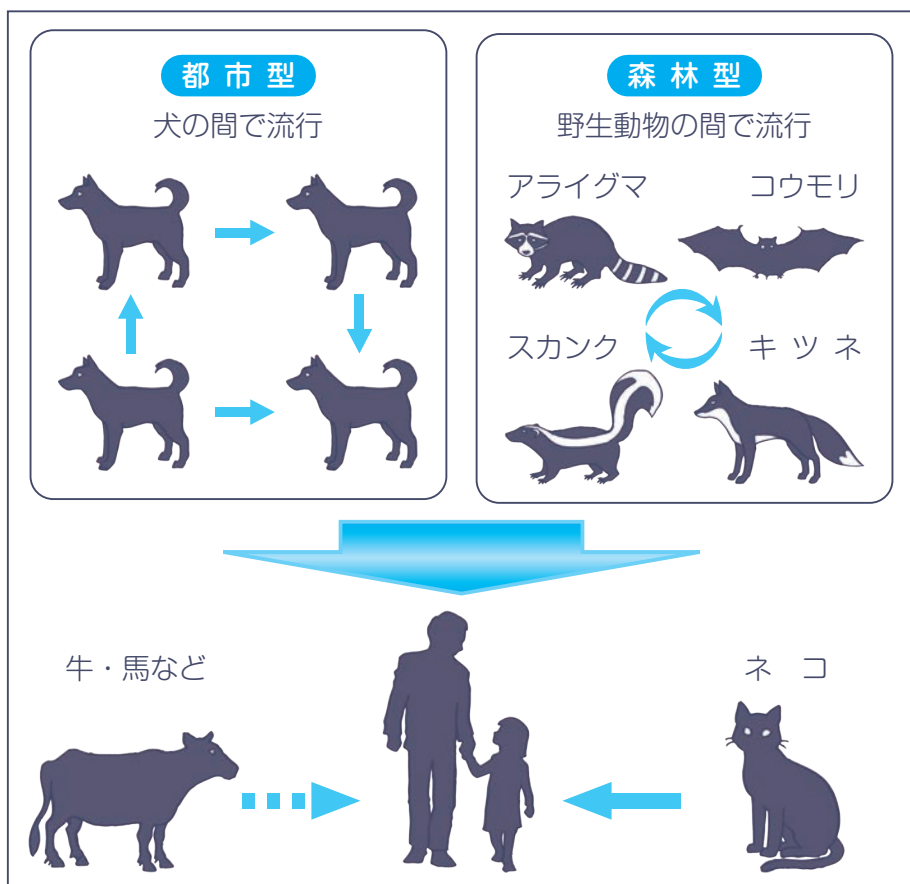
リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

狂犬病とは

狂犬病は、狂犬病ウイルスを持つ動物に咬まれたりひっかかれたりしてできた傷口から、唾液に含まれるウイルスが侵入して感染する病気です。

狂犬病は犬と人だけでなく、全てのほ乳類にかかる可能性があります。感染して発症してしまうと、現代医学でも効果的な治療方法はなく、ほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。



全世界では、年間59,000人（2017年）もの死者が出ています。

[症状]

• 動物の症状

感染から発症までの潜伏期間は、1週間から1年4か月までと多様ですが、平均1～2か月で発症します。症状が現れてから死亡するまでの期間は短く、ほとんどの場合、5日～13日程度で死に至ります。



犬の症状

	期 間	主 な 症 状
ぜんく 前駆期	2～3日	性格の変化と行動の異常 恐怖心による興奮と飼い主に対する反抗 異物を好み、刺激に応じて咬む。 瞳孔散大
きょうそう 狂躁期	1～7日	落ち着きがなくなり、興奮状態となる。 (無目的な徘徊、目に入るものを頻繁に咬む。) 小枝、石、土など異物を食べる(異嗜)。 のどの筋肉の麻痺による、かすれた吠え声 光や音の突然な刺激に対する過敏反応 よだれを垂らし、物をうまく飲み込めない。
まひ 麻痺期	2～3日	全身の麻痺。特に後ろ半身が麻痺。 下顎が垂れ下がり、舌を出しながらよだれを垂らす。 むせるような吠え声 昏睡 死亡

野生動物(アライグマ、スカンクなど)の症状

不自然に人と接触しようとしたり、夜行性の動物が日中に現れたりするなどの行動異常を示します。

・人の症状

人が狂犬病に感染してから発症するまでの潜伏期間は、^か咬まれた部位や程度などにより、15日から1年以上までと様々ですが、一般的には1～3か月です。

発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛、疲労感、食欲不振など風邪のような症状で始まり、^か咬まれた場所の^{どうつう}疼痛や知覚異常などを伴います。やがて、興奮、^{ふあんきょうそう}不安狂躁などの脳炎症状が現れ、^{さくらん}錯乱、幻覚、筋肉の^{けいれん}痙攣の後、最終的には^{こんすい}昏睡状態から呼吸停止になり、死に至ります。

【治療】

狂犬病は一度発症してしまうと、効果的な治療方法はありません。発症を抑えるために、ワクチン接種などを行います。



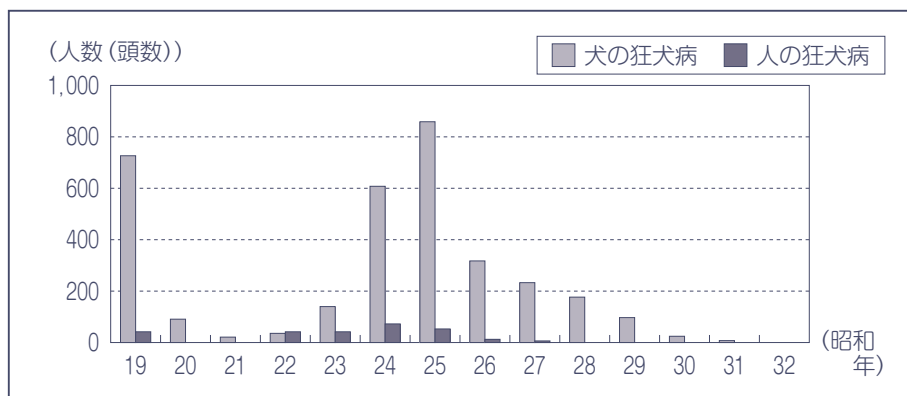
日本の狂犬病発生状況

日本でも古来から狂犬病が発生し、天変地異や戦乱など治安が乱れたときに流行が起きていました。

第2次世界大戦後、狂犬病が流行し、狂犬病の撲滅を目的として、昭和25年に狂犬病予防法が施行されました。この法律で犬の登録と狂犬病予防注射が義務付けられ、輸入検疫、野犬の捕獲などの対策により、狂犬病は激減しました。

人での発生は昭和31年の1名を最後に、動物での発生は昭和32年の1頭の猫を最後に、国内での狂犬病の発生はありません。

日本での犬と人での狂犬病発生状況



狂犬病患者（患畜）数（人、頭）

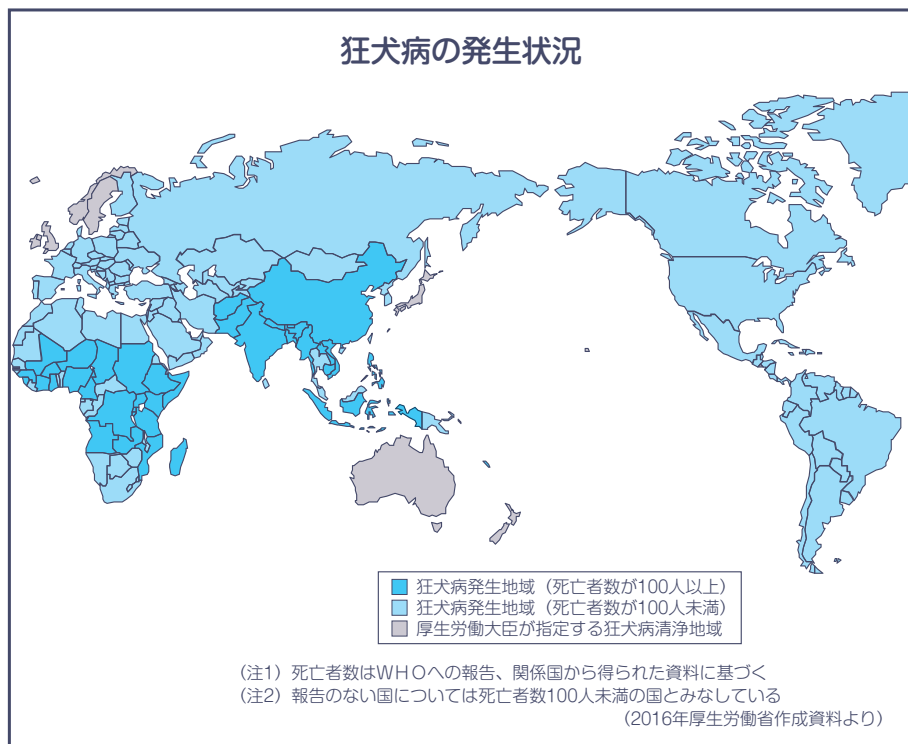
年	昭和19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人	46	1	1	17	45	76	54	12	4	3	1	0	1	0
犬	733	94	24	37	141	614	867	319	232	176	98	23	6	0
猫	7	2	1	0	1	10	29	3	0	0	0	0	0	1
家畜	13	19	5	1	2	2	12	18	1	4	0	0	0	0

世界の狂犬病発生状況

日本、英国、スカンジナビア半島の国々など一部の地域を除いて、全世界で発生しています。

世界の狂犬病の多くは、アジア地域で発生しています。特に、東アジア地域の状況は深刻で、中国など近隣国で多く発生しています。

平成25年には台湾で、52年ぶりに野生のイタチアナグマ等に狂犬病の発生が確認されました。



世界の中で狂犬病が根絶された地域は、島国などの一部の地域に限られています。人や物の国際交流が盛んな現代では、日本に狂犬病が侵入する可能性は常に存在します。

狂犬病の防疫と予防

我が国への狂犬病の侵入防止や、万が一国内に狂犬病が侵入した場合にも、感染が拡大しないよう、様々な措置が講じられています。

【輸入検疫】

日本には、世界各地から様々な動物が輸入されています。動物を輸入する際、全てのほ乳類について、狂犬病などの病気にかかっていないという衛生証明書を事前に届け出ることが義務付けられています。

そのうち、狂犬病予防法に基づき、特に狂犬病に感染する可能性の高い、犬、猫、アライグマ、キツネ、スカンクについては、180日以内の検疫が設けられています。

犬猫を輸入する際には、マイクロチップ*による個体識別、狂犬病予防注射、狂犬病中和抗体検査などを実施し、農林水産大臣が指定する狂犬病清浄地域からの輸入や所定の条件を満たして輸入される場合、12時間以内の係留検査となります。しかし、条件が満たされない場合は動物検疫所の係留施設において最長で180日間の係留検査が必要になります。

* マイクロチップとは

マイクロチップは、直径約2mm長さ約11mmの円筒形のガラスのカプセルで包まれている小さな電子標識器具です。

動物の体内に注入すると、外から見た限りでは、どこにマイクロチップがあるのかわかりません。専用のリーダーという装置を使ってその動物の電子標識番号を読むことができます。一度注入すれば、一生交換する必要はありません。動物に害はありません。

また、動物が迷子になった際には、迷子札の役目も果たします。



【犬の登録と予防注射】

生後91日以上の子犬を飼い始めた日から30日以内に、飼っている場所の区市町村へ犬の登録をします。(※) また、毎年1回(4～6月)、犬に狂犬病の予防注射を受けさせることが義務付けられています。

犬の登録をすると「鑑札」が交付され、狂犬病予防注射の接種後に区市町村で手続きをすると「注射済票」が交付されます。飼い主は、この2つを犬に着けておくことが義務付けられています。

(※) 令和4年に動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました。これにより、マイクロチップを装着し、情報登録をしている犬の場合、自治体によっては狂犬病予防法における登録手続が不要になります。詳しくはお住いの区市町村へお問い合わせください。なおこの場合、鑑札は交付されずにマイクロチップが鑑札とみなされます。

犬の検疫は強化されましたが、密輸などにより、狂犬病が国内に持ち込まれる可能性は否定できません。狂犬病が侵入すれば、風評被害が起き、犬を捨ててしまう人が出るなどのパニックが起きてしまうかもしれません。

狂犬病の予防注射をしておけば、飼い犬の狂犬病感染を予防できるとともに、感染の拡大を防止することもできます。



犬鑑札、注射済票にはそれぞれ、犬を個体識別できるように文字、番号等が記載されています。

鑑札、注射済票の形は、小判型、犬型、ハート型など区市町村毎に様々です。

あなたの街はどんな形かな???

<鑑札に記載されている文字>

- ・「犬鑑札」の文字
- ・登録番号
- ・登録している区市町村名(を特定できる文字又は数字等)

<注射済票に記載されている文字>

- ・「注射済」の文字
- ・注射実施年度
- ・交付する区市町村名(を特定できる文字又は数字等)

飼い犬が人を咬んだら

飼い犬が人を咬んだときには、飼い主は、まず、被害者を救出し、犬を隔離してください。犬が再度人を咬まないように確実に防止措置をとり、24時間以内に届け出てください。（届出先については、裏表紙参照）

その後、事故発生から48時間以内に、その犬が狂犬病にかかっているかどうか、獣医師の検診を受けさせてください。これは、万が一、その犬が狂犬病を発症していて人を咬んだ場合、咬まれた人の発症を抑える治療を一刻も早く開始しなければならないからです。

国内で犬に咬かまれたら

狂犬病に限らず、犬の口の中には様々な雑菌があるので、すぐに傷口をきれいな水と石けんでよく洗った上で、消毒を行ってください。その後、例え小さい傷であっても必ず医師の治療を受けてください。

咬んだ犬の飼い主がわかっているときは、その犬が毎年狂犬病予防注射を受けているか飼い主に確認してください。予防注射をきちんと受けている犬ならば、狂犬病である可能性はほとんどありません。

飼い主不明の犬に咬まれたときは、医師にそのことを話して狂犬病の予防的治療を開始する必要があるか相談してください。



海外に行くときは

日本では長い間狂犬病が発生していないので、日本人はつい無防備に動物と接触してしまいがちです。しかし、狂犬病は、まだ世界の広い地域で猛威を振るっている病気です。海外旅行で不用意に犬に近づき、咬まれる事故が発生しています。1970年にはネパール、2006年にはフィリピンに渡航中、犬に咬まれた日本人が帰国後に発症して亡くなった事例も起きています。

また2020年には、フィリピンで犬に咬まれた方が、日本入国後に発症して亡くなるケースも発生しました。

【狂犬病の発生国（地域）か？】

渡航先の国が狂犬病の発生国（地域）であるかどうかを確認してください。狂犬病は、世界のほとんどの国や地域で発生しています。

【犬・猫や野生動物に手を出さない】

狂犬病の発生のある国（地域）では、犬・猫や野生動物などに手を出したり近付いたりしないようにしてください。



【狂犬病の予防注射】

渡航先の状況や活動範囲、渡航目的などから、危険度が高いと判断された場合には、人用の予防注射を受けておくこともできますので、医療機関に相談してください。

海外で犬に咬まれたら

海外で狂犬病が疑われる犬、猫、野生動物などに咬まれたりひっかかれたりしたときは、すぐに傷口をきれいな水と石けんでよく洗った上で消毒し、医師の治療を受けてください。狂犬病は発症してしまうと効果的な治療方法がないので、一刻も早く発症を抑える治療を開始する必要があります。また、帰国時に検疫所（健康相談室）に相談してください。

●関係連絡先・ホームページ

狂犬病に関する情報	国立感染症研究所 感染症情報センター 感染症の話 https://www.niid.go.jp/niid/ja/encyclopedia.html 厚生労働省「狂犬病に関するQ&Aについて」 https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou10/07.html 厚生労働省検疫所 海外で健康にお過ごしいただくための情報サイト（FORTH） https://www.forth.go.jp/index.html 世界保健機関（WHO）：英文 https://www.who.int/health-topics/rabies/
動物の輸入	動物検疫所 ペットの輸出入 https://www.maff.go.jp/aqs/animal/ 動物の輸入届出制度 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000069864.html
人の予防注射など	厚生労働省検疫所 海外で健康にお過ごしいただくための情報サイト（FORTH） （予防注射を行っている医療機関等の案内があります。） https://www.forth.go.jp/index.html ひまわり（東京都医療機関案内サービス） （都内で予防注射を行っている医療機関を検索できます。） https://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/index.php

●手続窓口一覧

犬の登録	犬の所在地の区市町村	
犬の狂犬病予防注射	動物病院	
飼い犬が人を咬んだ 時の事故発生届出	23 区	各区の区役所、保健所
	多摩地域 (八王子市、 町田市を除く)	動物愛護相談センター 多摩支所
	八王子市	八王子市保健所
	町田市	町田市保健所
	島しょ地域	保健所
狂犬病の検診	動物病院	

動物愛護相談センター 世田谷区八幡山2-9-11	電話 (03) 3302-3507
動物愛護相談センター多摩支所 日野市石田1-192-33	電話 (042) 581-7435
動物愛護相談センターホームページ https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/douso/index.html	

発行：東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/index.html>

印刷：(株)モモデザイン

登録番号 (4) 259

令和5年1月発行